

【資料 7】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 7 年 5 月 20 日

【議題 7】

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

1 概 要

他県等※から配分を行い，くろまぐろにおける知事管理漁獲可能量を変更したもの。

※石川県，鹿児島県留保枠

2 配分結果

2－1 小型魚（30kg未満）

（1）配分根拠

鹿児島県資源管理方針別紙1－4（別紙1）に準ずる。

（2）R6管理年度の当初配分シェア

定置漁業：その他の漁業＝79：21

（3）各管理区分への配分

①石川県からの融通：2.0トン

県留保枠からの追加配分：0.4トン

②各管理区分への配分

定置漁業：2.0トン

その他の漁業：0.4トン

（4）変更後の数量 (トン)

管理区分	現 行	変更後
鹿児島県定置漁業（上半期）	1.9	1.9
鹿児島県定置漁業（下半期）	18.0	20.0 (2.0トン追加)
鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚)漁業（上半期）	0.5	0.5
鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚)漁業（下半期）	4.9	5.3 (0.4トン追加)
県留保枠	0.6	0.2 (0.4トン減)
合計	25.9	27.9

3 対応

（1）石川県の融通及びくろまぐろ小型魚における鹿児島県留保からの追加配分

- ・3月17日付けにて県HPへ掲載・公表，国や関係漁協，団体へ通知済み。
- ・3月25日付けにて県公報により告示済み。

鹿児島県資源管理方針（抜粋）

（別紙 1－4）

第 1～2 略

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 1 割を本県の留保とする。残りのおおむね 9 割を平成 22～24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。

管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

本県定置漁業又はその他のくろまぐろ（小型魚）漁業において、上半期の漁獲可能期間が終了した時点でそれぞれの漁獲可能量に残余があることが明らかになった場合は、残余の数量を速やかに確定させ、上半期の漁獲可能量から当該残余量を差し引き、それぞれの下半期の漁獲可能量に当該残余量を加える。また、上半期にそれぞれの漁獲可能量を超える採捕があった場合は、下半期のそれぞれの漁獲可能量から当該超過量を減ずる。

留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。

（後略）